○公立大学法人新見公立大学の組織に関する規程

平成22年４月１日

規程第５号

改正　平成25年４月１日規程第５号

平成26年４月１日規程第５号

平成27年４月１日規程第５号

平成31年４月１日規程第５号

令和元年10月１日規程第５号

令和３年４月１日規程第５号

令和４年４月１日規程第５号

令和５年４月１日規程第５号

（趣旨）

第１条　この規程は、公立大学法人新見公立大学（以下「法人」という。）が設置する組織に関し必要な事項を定めるものとする。

（事務局）

第２条　法人の事務を処理するため、事務局を置く。

２　事務局に、総務課、学生課及び教務課を置く。

３　総務課、学生課及び教務課の分掌事務については、別に定める。

（事務局長等）

第３条　事務局に、事務局長（以下「局長」という。）を置く外、次に掲げる役職を置く。ただし、事務局次長又は事務局参与は置かないことができるものとし、置くときは、理事長が特に認める場合を除き、理事長は事務局次長又は事務局参与に課長又は参事の業務を併任させるものとする。

(1)　事務局次長

(2)　事務局参与

(3)　総務課長

(4)　学生課長

(5)　教務課長

２　局長は、理事長を補佐し、法人及び新見公立大学（以下「大学」という。）の事務を掌理する。

３　事務局次長は、局長を補佐し、法人及び大学の重要事項に関する特定の事務を処理する。

４　事務局参与は、理事長又は局長の命を受け、法人及び大学の重要事項に関する特定の事務を処理する。

５　総務課長は、理事長又は局長の命を受け、総務課の事務を総括する。

６　学生課長は、理事長又は局長の命を受け、学生課の事務を総括する。

７　教務課長は、理事長又は局長の命を受け、教務課の事務を総括する。

（学生部、広報部及び図書館）

第４条　新見公立大学学則（平成22年４月１日規則第１号。以下「学則」という。）第34条第１項の規定に基づき大学に必要な職員を置くことを目的として、学生部及び広報部を組織する。

２　学生部は、学長の指揮監督のもと、債権・債務関係又は各種の権利関係が生じる事務を除く大学事務（以下「一般大学事務」という。）のうち、広報に係る部分を除き学生（入学前及び卒業後も含む。）に影響を及ぼすと判断できる事務について、担当職員に対する指示及び指導並びに自らによる率先した事務処理（以下「監理」という。）を行う。

３　広報部は、学長の指揮監督のもと、一般大学事務のうち広報に関する事務について監理を行う。

４　学校教育法施行規則（昭和22年12月政令第11号）第１条第１項及び公立大学法人新見公立大学附属図書館規程（平成22年４月１日規程第72号。以下「図書館規程」という。）の規定に基づき設置する図書館は、教育及び研究等に必要な図書、雑誌、新聞、視聴覚教材等の資料等の収集、管理、保存に係る大学事務及び法人事務を処理する。

（センター）

第４条の２　大学学則第34条の２第１項の規定に基づき設置する次に掲げる組織（以下「センター」という。）は、それぞれに掲げる大学事務を処理することとし、それぞれ必要な事項は別の規程（以下「センター規程」という。）に定める。

(1)　総合情報基盤センター

大学の業務運営に資する情報提供並びに情報化の推進と情報システムの円滑な運用による教育研究援助

(2)　地域共生推進センター

大学と地域住民、行政機関、民間企業、諸団体をつないだ地域貢献活動の企画及び調整並びに大学内外からの地域貢献活動に関する支援相談対応、情報収集、情報発信及び地域貢献活動の円滑化に資する援助

(3)　教育支援センター

大学と大学外の関係諸機関との連携を図った教育に関する理論的及び実践的な教育研究並びに学校、家庭及び地域社会と協力した子どもたちの成長に係る問題解決に寄与する各種の援助

(4)　学生生活支援センター

学生の学生生活及び課外活動等の支援

(5)　修学・キャリア支援センター

学生の修学支援並びに学生のキャリア形成及び就職活動等の支援

（部長等）

第５条　学生部に部長及び次長を、広報部に部長を置く。

２　部長は、学長を補佐し、各部の事務を統括する。

３　次長は部長を補佐し、部長に事故があるときは、その職務を代行する。

４　図書館規程第２条第１項に規定する図書館長（以下「館長」という。）は、同条第２項の規定に基づき図書館の事務を統括し、センターはセンター規程の規定に基づきセンター長がその事務を統括する。

５　部長、館長、センター長は教授の中から、次長は教授又は准教授の中から理事長が任命し、任期は、２年を超えない範囲内において理事長が定める。ただし、学長が認めた場合は、部長、館長、センター長は准教授、次長は講師の中から理事長が任命できるものとする。

６　部長、館長、センター長及び次長は、再任することができる。

（学部長、研究科長、学科長等）

第６条　学部に学部長を、専攻科に専攻科長を、研究科に研究科長を、各学科に学科長及び副学科長を、専攻に専攻長を置く。

２　学部長、専攻科長及び研究科長は、学長の命を受け、当該学部、専攻科及び研究科に関する事項を所掌する。

３　学科長は、学部長の命を受け、当該学科に関する事項を所掌する。

４　副学科長は、当該学科長を補佐し、学科長に事故があるときは、その職務を代行する。

５　専攻長は、研究科長の命を受け、当該専攻に関する事項を所掌する。

６　学部長、専攻科長、研究科長、学科長及び専攻長は、所属する教授の中から、副学科長は、所属する教授又は准教授の中から理事長が任命する。ただし、兼職を命ずることができる。

７　学部長、専攻科長、研究科長、学科長、副学科長及び専攻長の任期は、２年を超えない

範囲内において理事長が定めるものとする。

８　学部長、専攻科長、研究科長、学科長、副学科長及び専攻長は、再任することができる。

（常任委員会）

第７条　教育研究審議会に、特定の事項について専門的に審議するため、常任委員会を置くことができる。

２　前項の常任委員会に関する事項は、別に定める。

（部会等）

第８条　教育研究審議会に、特定の事項について実務的な検討を行うため、部会を置くことができる。

２　教育研究審議会に、特定の事項について臨時的な審議を行うため、臨時委員会を置くことができる。

附　則

この規程は、平成22年４月１日から施行する。

附　則（平成25年４月１日規程第５号）

この規程は、平成25年４月１日から施行する。

附　則（平成26年４月１日規程第５号）

この規程は、平成26年４月１日から施行する。

附　則（平成27年４月１日規程第５号）

この規程は、平成27年４月１日から施行する。

附　則（平成31年４月１日規程第５号）

この規程は、平成31年４月１日から施行する。

附　則（令和元年10月１日規程第５号）

この規程は、令和元年10月１日から施行する。

附　則（令和３年４月１日規程第５号）

この規程は、令和３年４月１日から施行する。

附　則（令和４年４月１日規程第５号）

この規程は、令和４年４月１日から施行する。

附　則（令和５年４月１日規程第５号）

この規程は、令和５年４月１日から施行する。